

感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

安全な医療の提供のために、すべての病院職員が手指衛生を中心とした感染対策に取り組めます

II. 感染対策に関する取組事項

1. 組織に関する取組事項

1) 院内感染対策委員会

感染防止対策に関する意思決定機関として、毎月1回会議を行います

2) 院内感染対策チーム (ICT: インフェクションコントロールチーム)

院内での感染対策の実働組織として、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染問題の相談対応を行っています

3) 看護部リンクナース会

ICTと現場をつなぎ、情報交換、現場での感染対策の実践を行っています

2. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会を年2回以上開催して、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています

3. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し注意喚起を行います。委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染の発生時には、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底・調査を行い、感染拡大の防止を行います。随時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ院内感染対策委員会を招集します。また必要な場合は保健所へ連絡、報告を行い速やかに連携し対応します

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います

6. 地域連携に関する事項

地域の病院と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。また、勉強会を開催し、地域全体で感染対策に取り組んでいます

平成24年4月1日 病院長